

普通自転車専用通行帯(自転車レーン)の設置について

歩道上での自転車と歩行者の交通事故防止や車道における自転車の通行位置の明確化を図るため、京都府警察と連携し、「普通自転車専用通行帯」(通称:自転車レーン)を設置しました。

ご利用に当たっては、交通ルールやマナーを守って、安全に走行して下さい。

◆自転車専用通行帯(自転車レーン)とは？

道路両側歩道寄りの車道部分に破線を設置し、自転車専用の通行帯とします。

自転車は左側通行で、左側の自転車専用レーンを通行し、原動機付バイク等は、自転車レーンは通行できません。(車道を通行します)

◆目的は？

自転車専用の通行レーンを確保して、歩道を通行する歩行者と分離することにより、自転車と歩行者の安全を確保します。

また、車線幅が減少することから、自動車等の速度抑制効果が期待されています。

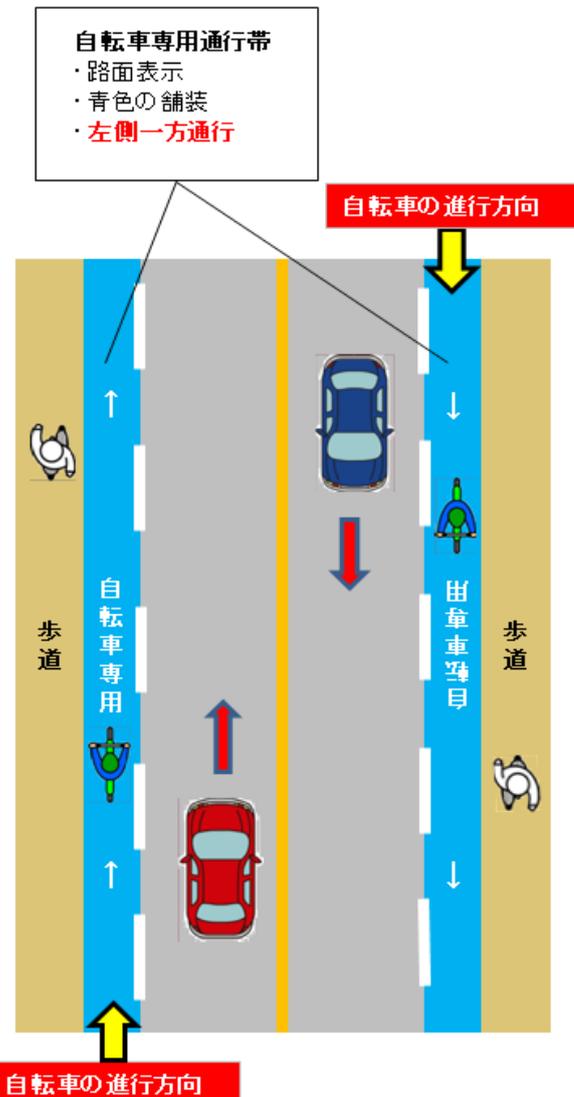
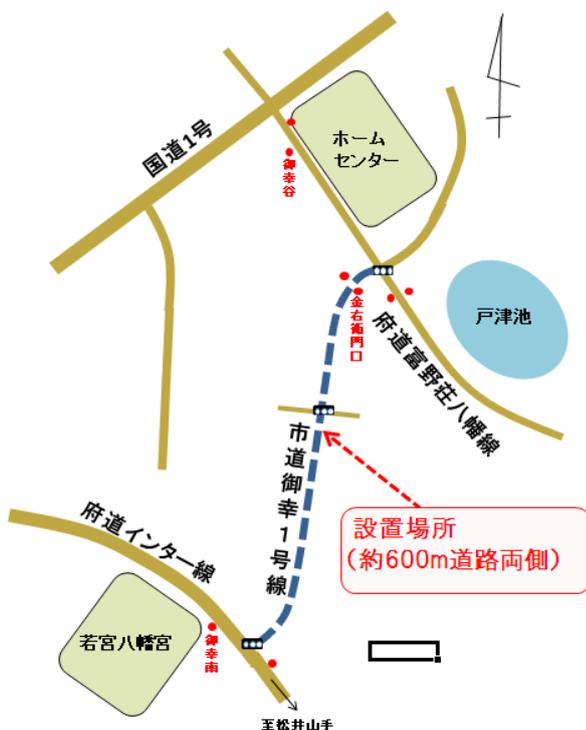
◆設置区間は？

市道御幸1号線、御幸谷宮ノ背線 八幡市美濃山御幸
(府道富野荘八幡線～府道インター線の間:約600m)

◆整備の内容は？

- ①専用通行帯の視覚的効果を高めるため、青色系カラー舗装を整備
- ②路面に「自転車専用」の文字及び方向矢印を表示
- ③自転車専用通行帯の標識を設置

自転車レーン設置場所



自転車も車同様、左側の一方通行です
逆走や並進は禁止です！